

○増岡委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

税理士法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○増岡委員長 この際、お諮りいたします。

本案に関する質疑は省略したいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

○増岡委員長 本案に対し、自由民主党・国民会議を代表して、綿貫民輔君外三名より修正案が提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。愛知和男君。

税理士法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○愛知委員 ただいま議題となりました税理士法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、昭和五十四年中の成立を期して提出されたのでありますが、すでに同年が経過し昭和五十五年に至っておりますので、本修正案は本法律案附則第二十四項の規定中に引用されております法律番号の年の表示を昭和五十五年に改めようとするものであります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○増岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○増岡委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、ただいま議題の税理士法一部改正案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本案が税理士及び税理士会に対する大蔵省、国税庁の監視、監督権限を大幅に強化し、税理士を国の徴税体制に組み込むものとしていくことであります。シャープ税制以来、自主申告を基本とした納税制度のもとで、税理士は大蔵省、国税庁の監督のもとにおいても自主権の確立、納税者の権利擁護の立場に立つて公正な税務行政の実現に大きな役割を果たしてきています。昭和四十七年に日本税理士連合会が発表しました税理士法改正に関する基本要綱はまさにその精神から打ち出されたものであります。

ところが、本改正案においては助言義務や使用人の監督義務を新設し、税理士に対する国の監視、監督権限を飛躍的に強化し、いわば税理士監視取締的色彩を強めるものとなっております。これは自主申告制度の形骸化とともに、税理士と税理士会を税務行政の下請機関化させるものにはかならないのであります。

第二に、一般消費税導入の布石としての徴税体制の整備が図られていくことであります。政府は国民の厳しい審判にもかかわらず、依然として五十六年度以降の一般消費税導入をもうろんでおります。本案による間接税取り扱いを可能とする業務の拡大、さきに述べた助言義務、相談のてんまつの記帳義務の創設や小規模業者援助の義務化などは、小規模業者をも含めた国民への課税の円滑化と税務実務の大量処理を可能とするもので、一

般消費税導入後の徴税体制づくりにほかならないものであります。労働者や中小企業家、消費者など国民の多くでつくられた一般消費税反対のための中央連絡会が全国集会において税理士法改正に反対する決議を行ったのも、まさにこのためであります。一般消費税導入の姿勢をとり続けながら、あたかも本案は無関係であるかのように弁ずる政府の態度は国民を二重に欺瞞するものであります。

第三の理由は、本法案の成立を期して税理士会一部上層部の意向によって法案買い取りともいふべき現金ばらまきが行われていることとあります。税理士内部においても反対意見の強い本法案の実現のために二億円の政治献金を行うということは、公正なる国政を金権によってじゅうりんするものにはかならず、政治的道義はもとより、贈収賄に当たる疑惑を否定できないもので、その真相を解明すべきは当然であります。

このような疑惑に包まれた、しかも法務大臣が事態の重大性について、厳正公平に対応する、こう述べているとき、本法案を成立させることはまさに本院と当委員会の権威を著しく失墜させると申しても過言でなく、疑惑解明を待ち、また、証人、参考人喚問など当委員会で審議を慎重に行うべきは当然であります。

さらに、本案の実現が大蔵省、国税庁と強く結託した日本税理士会連合会の一部幹部の意向によるものであって、多くの良心的な税理士は、むしろ本案の実現に強く反対し、労働者、中小業者とともに反対運動を繰り広げていることも重視すべきであります。

最後に、私は本案が採決になった後行われる附帯決議について一言させていただきます。

この附帯決議の第一項は、「助言義務の規定は、税理士の社会的責任を明らかにする倫理的規定」であると述べられておりますが、私の質問の中で政府当局みずからこれは単なる倫理的規定ではなく、法四十六条によって一般的懲戒の対象になると明確に述べているわけであり、この

ような附帯決議の規定は国民を愚弄する以外の何物でもありません。

また次の項目では、「税理士でない者が税理士業務を行うことのないよう、十分な監視措置を講ずること。」というように法案にすでに規定されているものについて屋上屋を重ねるような項目を設けながら、一方、項目の中では「第二条に規定する税務書類の範囲等に関し、現に商工会、商工会議所及び青色申告会等の行っている正当な業務については、今回の改正によって実質的に影響を受けることのないよう運用面において配慮すること。」こう定めております。これは法のものとの平等に反して国税当局の言いなりになる商工会や商工会議所や青色申告会にのみ便宜を認めようとするものであって、言語道断と言わなければなりません。

以上の点から見ても、本法案及び附帯決議はきわめて危険な反国民的なものであることは明白であります。

私は、本法案の成立が政府が進めている一般消費税導入、大衆増税路線に対応した反国民的徴税体制の強化につながり、税理士はもとより、国民の人権をも侵しかねないものとなることを強く指摘し、反対討論を終わります。(拍手)

○増岡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○増岡委員長 これより採決に入ります。

まず、綿貫民輔君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立多数。よって、本案は修正議決いたしました。

○増岡委員長 たいだいま議決いたしました本案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、高島修君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。高島修君。

○高島委員 たいだいま議題となりました税理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

この決議案は、今回の改正に伴い、商工会等の業務が影響を受けることのないよう配慮することにも、助言義務及び使用人監督義務違反に係る懲戒処分、税理士会の分割等についても慎重なる配慮を要請するものであります。

また、税理士法人、懲戒処分の効力発生時期及び除斥期間並びに税理士制度のあり方について今後の検討を求めるほか、試験免除制度に関し所要の研修について厳正を期するとともに、税理士の業務制度について十分な措置を講ずべきことを要請しております。

個々の事項の趣旨につきましては、その説明は案文の朗読によりかえさせていただきます。

税理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、留意すべきである。

一、助言義務の規定は、税理士の社会的責任を明らかにする倫理的規定であり、税理士に対する処分自体を目的とするものではないので、助言義務違反に係る懲戒処分の取り扱いに当たっては、税理士と納税者の地位を不当に損うことのないよう慎重を期すること。

一、第二条に規定する税務書類の範囲等に関

し、現に商工会、商工会議所及び青色申告会等の行っている正当な業務については、今回の改正によつて実質的に影響を受けることのないよう運用面において配慮すること。

一、税務職員に対する会計学の試験の免除に関し、税理士の資質向上のため、所要の研修について、税理士審査会の指定、運営、実施、全般にわたつて厳正を期し、一般試験との均衡を失しないよう配慮すること。

一、懲戒処分の効力発生時期については、行政処分一般に共通する問題として、今後とも検討を行うこと。

一、懲戒処分の除斥期間については、今後他の立法例を考慮しつつ更に検討を進めるとともに、税理士の地位安定の観点から懲戒処分の運用に当たつて一層配慮すること。

一、税理士法人については、社会的必要性の度合や、税理士業務の性格等を勘案しつつ、今後更に検討を行うこと。

一、使用人等に対する監督義務違反が税理士事務所の自主性を侵すことのないよう、その懲戒処分の発動に当たつては慎重を期すること。

一、税理士でない者が税理士業務を行うことのないよう、十分な監視措置を講ずること。

一、登録即入会制度の運営並びに税理士会の分割等については、慎重な配慮を行うこと。

一、税理士制度のあり方については、今後とも、その運用の実態及び社会経済情勢の推移に対処し得るよう引き続き所要の検討を行うこと。

以上であります。

何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○増岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付するに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下國務大臣 たいだいま御決議のありました事項につきましても、政府といたしましても御趣旨に沿つて配慮いたしたいと存じます。

○増岡委員長 お諮りいたします。

たいだいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。よって、御異議ありませんと認めます。よって、さよう決しました。〕

〔報告書は附録に掲載〕

○増岡委員長 この際、昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会で御協議願ひ、お手元に配付いたしましたような草案を得ました次第であります。

まず、本草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本草案は、昭和五十四年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、税制上、次の軽減措置を講ずるものであります。

すなわち、第一に、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなすこととし、第二に、農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が

交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することとしたしました。

なお、本特例措置による国税の減収は約九億円と見込まれます。

以上が、本草案の趣旨及び内容であります。

昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○増岡委員長 この際、本案は議入の減少を伴うこととなりますので、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。竹下大蔵大臣。

○竹下國務大臣 この法律案につきましては、稲作転換の必要性に鑑み、あえて反対いたしません。

○増岡委員長 お諮りいたします。

この起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。よって、さよう決しました。〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。よって、さよう決しました。〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十六分散会

税理士法の一部を改正する法律案

税理士法の一部を改正する法律

税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 税理士の責任(第四十四条―第四十八条)」を「第五章 税理士の責任(第四十四条―第四十八条)」を「第五章の二 税理士審査会(第四十八―第四十八条)」に、「第四十九條の二」を「第四十九條の十九」に改める。

第一条の見出し中「職責」を「使命」に改め、同条中「中正な立場」を「職務に関する専門家として、独立した公正な立場」に、「を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない」を「の適正な実現を図ることを使命とする」に改める。

第二条を次のように改める。

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(通行税、印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第八条の二第四項に規定する市町村法定外普通税及び同法第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税をいう)その他の政令で定めるものを除く。以下同じ)に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理(税務官公署(税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ)に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て(これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。)につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること(次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。以下「申告等」という。))

く。をいう。

二 税務書類の作成(税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めるもの(以下「申告書等」という。))を作成することをいう。

三 税務相談(税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等(国税通則法(昭和二十七年法律第六十六号)第二条第六号イからヘまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ)の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。)

2 税理士は、前項に規定する業務(以下「税理士業務」という。)のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

第三条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第一号又は第二号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して二年以上あることを必要とする。

一 税理士試験に合格した者

二 第六条に定める試験科目の全部について、第七条又は第八条の規定により税理士試験を免除された者

三 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)

四 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)

第四条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同

条第五号中「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削り、「終り」を「終わり」に改め、同条第六号中「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第七号中「行なう」を「行う」に、「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から三年を経過しない者

第四条第九号中「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、公認会計士法、弁理士法(大正十年法律第九十七号)、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士若しくは会計士補の登録のまつ

消、弁理士の業務の禁止、司法書士の登録の取消し、行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の免許の取消し又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録の取消の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 会計士補(会計士補となる資格を有する者を含む。)

第五条第一項第二号中「国税若しくは地方税に関するその他の官公署における」を「その他の官公署における国税(関税、とん税及び特別とん税を

除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ)若しくは地方税に関する」に改め、同項第五号中「政令で定めるもの」に改め、同項第六号中「計理士」を削り、同項第十一号中「税理士試験委員」を「税理士審査会」に改め、同条第三項中「税理士試験委員」を「税理士審査会」に改め、同条第四項中「又は前項に規定する税理士試験委員の認定を受ける」を「及び前項に規定する税理士審査会の認定の」に改める。

第六条中「左に掲げる」を「次に定める」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる科目(イからホまでに掲げる科目にあつては、国税通則法その他の法律に定める当該科目に関連する事項を含む。以下「税法に属する科目」という。)のうち受験者の選択する三科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか一科目は、必ず選択しなければならないものとする。

イ 所得税法

ロ 法人税法

ハ 相続税法

ニ 酒税法又は物品税法のいずれか一科目

ホ 国税徴収法

ヘ 地方税法のうち道府県民税(都民税を含む。及び市町村民税(特別区民税を含む。))に関する部分又は地方税法のうち事業税に関する部分のいずれか一科目

ト 地方税法のうち固定資産税に関する部分

第六条第二号中「(以下「会計学」という。の二科目を「(二科目(以下「会計学」に属する科目」という。))」に改める。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「及び会計士補となる資格を有する者」を「(会計士補となる資格を有する者を含む。))」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「若しくは富裕税」を「酒税若しくは物品税」に、「国税に関する税法」を「これらの国税に関する法律」に改め、

同号を同項第四号とし、同項第六号中「掲げる」を「規定する」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「事務のうちの下に」を「道府県民税、都民税を含む」、市町村民税（特別区民税を含む）、を加え、「地方税に関する税法」を「これらの地方税に関する法律」に、「十五年」を「十年」に改め、「税法に属する科目」の下に「のうち地方税に関するもの」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号中「前号に掲げる事務」を「官公署における地方税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」に、「十年」を「十五年」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「官公署における地方税に関する事務のうち第七号に掲げる事務以外の事務」にもつばら「を」第六号に規定する事務に「に」、「十五年」を「通算して十五年」に改め、「のうち地方税に関するもの」を削り、同号を同項第八号とし、同項に次の二号を加える。

九 第七号に規定する事務に従事した期間が通算して二十年以上になる者については、税法に属する科目

十 次に掲げる者で、官公署における国税若しくは地方税に関する事務を管理し、若しくは監督することを職務とする職又は国税若しくは地方税に関する高度の知識若しくは経験が必要とする事務を処理することを職務とする職として大蔵省令で定めるものに在職した期間が通算して五年以上になるものうち、税理士審査会の指定した研修（税理士審査会が税理士試験の試験科目のうち会计学に属する科目について前条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができると認め指定した研修をいう。）を修了した者については、会计学に属する科目

イ 第四号から第六号までに規定する事務に従事した期間が通算して二十三年以上以上になる者

ロ 第七号に規定する事務に従事した期間が通算して二十八年以上になる者

ハ イに規定する期間を通算した年数の二十三分の二十八に相当する年数とロに規定する期間を通算した年数とを合計した年数が二十八年以上になる者

第八号第二項中「第二号」及び「業務」を削り、「第七号」を「第八号若しくは第九号」に改める。

第十号及び第十二号第一項中「税理士試験委員」を「税理士審査会」に改める。

第十三条を次のように改める。

（試験の細目）

第十三条 この法律に定めるもののほか、税理士試験（第八号第一項第十号の規定による指定を含む。）の執行に関する細目については、大蔵省令で定める。

第十四条から第十七条までを次のように改める。

第十四条から第十七条までを削除

第十八条中「事務所の所在地」を「設けようとする税理士事務所の名称及び所在地」に改める。

第二十一条第一項中「大蔵省令で定める様式によつて作成した登録申請書」を「同条に規定する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した登録申請書、第三号第一項各号の「に該当する者であることを証する書面を添付の上」に改める。

第二十二條第一項中「且つ、第二十四条各号の規定に」を「かつ、第二十四条各号のいづれに」に、「同条各号の「を」同条各号のいづれに」に、「第四十九条の十七」を「第四十九条の十五」に改め、同条第四項中「登録を受ける資格に関する重要事項」を「税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登録拒否事由に関する事項」に改める。

第二十四条中「左の「を」次の「に」に改め、同条第一号中「計理士」を削り、「又は行政書士」を、行政書士若しくは社会保険労務士に改め、「停止された者」の下に「又は不動産鑑定業者の業務に關し不動産の鑑定評価を行うことを禁止された不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補」を加える。

第二十四条の二第一項中「昭和三十三年法律第

百六十号）による」を「の定めるところにより」に改める。

第二十五条第一項中「登録を受ける資格に関する重要事項」を「税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登録拒否事由に関する事項」に、「第四十九条の十七」を「第四十九条の十五」に改める。

第二十六条の見出し中「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第一項中「左の「を」次の「に」に、「まつ消」を「まつ消」に改め、同項第三号中「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同項第四号中「第八号」を「第九号」に改める。

第二十七条の見出しを含む中「まつ消」を「まつ消」に改める。

第二十八条第一項中「まつ消」を「まつ消」に、「第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第四十六條第一項」を「第四十五條若しくは第四十六條」に、「処分を受け当該処分が確定した」を「処分を受けた」に改める。

第二十九条中の「外」を「のほか」に、「まつ消」を「まつ消」に改める。

第三十条の見出し中「代理」を「税務代理」に改め、同条中「その行為について代理の権限を有すること」を明示する書面を「その権限を有すること」を証する書面に改める。

第三十一条中「左に掲げる」を「次の「に」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十三条第一項中「申告書、申請書、請求書その他の書類を」を「申告書等」に、「当該書類を」を「当該申告書等」に、「課税標準若しくは税額」を「課税標準等」に、「所得税法、昭和四十年法律第三十三号」を「所得税法、昭和四十年法律第三十三号」に、「第百四十条若しくは第百四十一条」を「これらの規定を同法第百六十六條において準用する場合を含む。若しくは法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十一条（同法第百四十五條第一項において準用する場合を含む）若しくは第百二十條の規定による金額」を「租税に関する法令の規定による還付金」に、「あわせて本人」を「併せて本人（その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者

若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人」に改め、同条第三項前段中「附記」を「付記」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

第三十三條の二を次のように改める。

（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）

第三十三條の二 税理士は、国税通則法第十六條第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一條第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に關し、計算し、整理し、又は相談に應じた事項を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2 税理士は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従つて作成されていると認めたときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従つて作成されている旨を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

3 税理士は、前二項の書面を作成したときは、当該書面に税理士である旨を付記して署名押印しなければならない。

第三十四條中「所得税法第二條第一項第三十七号に規定する確定申告書又は法人税法第七十四條（同法第百四十五條第一項において準用する場合を含む）、第八十九條、第百二條から第百四條まで若しくは第百六條若しくは相続税法第二十七條若しくは第二十八條の規定による」を「租税の課税標準等を記載した」に改める。

第三十五條第一項中「第三十三條の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、「添附」を「添付」に、「第二十四條又は第二十六條」を「又は地方税法」に、「又は相談に應じている」を「若しくは相談に

応じ、又は審査しているに、「基いて」を「基づいて」に改め、「国税局長」の下に「又は地方公共団体の長」を加え、「課税標準、純損失の金額、雑損失の金額、欠損金額若しくは税額」を「課税標準等に」、「これらの額の」を「その」に、「誤」を「誤り」に改め、同条第二項中「担当審判官は、所得税、法人税、相続税又は贈与税を」担当審判官又は地方公共団体の長は、租税に改める。

第三十九条を次のように改める。

(会則を守る義務)

第三十九条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

第四十条第二項中「税理士業務を行うための事務所」を「税理士事務所」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の事務所は、税理士事務所と称する。

第四十一条第一項中「左の各号に掲げる事務の区分に応じて当該各号に掲げる事項」を「各号別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の二条を加える。

(使用人等に対する監督義務)

第四十一条の二 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けることのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

(助言義務)

第四十一条の三 税理士は、税理士業務を行うに当たつて、依頼者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

第四十三条中「計理士」を削り、「又は行政書

士」を「行政書士若しくは社会保険労務士に改め、「停止された場合」の下に「又は不動産鑑定業者の業務に關し不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補が不動産の鑑定評価を行うことを禁止された場合」を加え、「につき」を「に就き」に改める。

第四十五条第一項及び第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第四十六条第一項中「国税庁長官は、前条第一項又は第二項を」大蔵大臣は、前条に、「除く外を」除くほか、「第三十三條の二の規定による」を「第三十三條の二第一項若しくは第二項の規定により添付する」に、「第四十四條各号に掲げる」を「第四十四條に規定する」に改め、同条第二項を削る。

第四十七條を次のように改める。

(懲戒の手続等)

第四十七條 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に關し前二條に規定する行為又は事実があると認めるときは、大蔵大臣に對し、当該税理士の氏名及び税理士事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知するものとする。

2 税理士会は、その会員について、前二條に規定する行為又は事実があると認めるときは、大蔵大臣に對し、当該会員の氏名及び税理士事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

3 何人も、税理士について、前二條に規定する行為又は事実があると認めるときは、大蔵大臣に對し、当該税理士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

4 大蔵大臣は、前二條の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、あらかじめ当該税理士にその旨を通知して、相當の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

5 大蔵大臣は、前二條の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、税理士審査会に諮り、その議決に基づいてしなければならない。

6 大蔵大臣は、前二條の規定により税理士の懲戒処分をするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該税理士に通知しなければならない。

第四十八條中「国税庁長官は、第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による処分が確定した」を「大蔵大臣は、第四十五條又は第四十六條の規定により懲戒処分をした」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 税理士審査会

(設置)

第四十八條の二 税理士試験(第五條第一項第十号及び同條第三項の規定による認定並びに第八條第一項第十号の規定による指定を含む)を行わせるため及び第四十五條又は第四十六條の規定による懲戒処分について審議させるため、国税庁に、税理士審査会を置く。

(組織)

第四十八條の三 税理士審査会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、租税に關する學識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四十八條の四 税理士審査会に会長一人を置き、委員のうちから大蔵大臣が指名する。

2 会長は、税理士審査会を代表し、会務を総理する。

(試験委員)

第四十八條の五 税理士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、税理士審査会に、試験委員を置く。

2 試験委員は、税理士試験を行うについて必要な學識経験のある者のうちから、税理士試験の執行ごとに、税理士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命し、その事務が終つたときは、退任するものとする。

(懲戒審査委員)

第四十八條の六 第四十五條又は第四十六條の規定による懲戒処分について審査を行わせるため、税理士審査会に、懲戒審査委員六人を置く。

2 懲戒審査委員は、国税又は地方税の行政事務に従事する職員、税理士及び學識経験のある者のうちから、税理士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命する。

3 第四十八條の三第三項及び第四項の規定は、懲戒審査委員について準用する。

(委員等の勤務)

第四十八條の七 委員並びに試験委員及び懲戒審査委員は、非常勤とする。

(議決の方法)

第四十八條の八 税理士審査会の議事は、委員の過半数によつて決する。

(庶務)

第四十八條の九 税理士審査会の庶務は、国税庁長官官房においてつかさどる。

(運営等の細目)

第四十八條の十 この章に定めるもののほか、税理士審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十九條第一項中「一個の」を「一の」に改め、同條第四項を同條第八項とし、同條第三項を同條第七項とし、同條第二項中「会員の」を「支部(第四十九條の三第一項に規定する支部をいう)及び会員に對する」に改め、同項を同條第六項とし、同條第一項の次に次の四項を加える。

2 税理士会は、会員の数が大蔵省令で定める数を超える場合には、大蔵省令で定めるところにより、国税庁長官に對し、当該税理士会が設立されている区域内において新たに税理士会を設立することができる区域(以下「指定区域」という。)を定めることを請求することができる。

3 国税庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該請求をした税理士会が設立されている区域内において指定区域を定めることができる。

4 前項の規定により指定区域が定められたときは、当該指定区域内に税理士事務所を有する税理士は、当該指定区域に一の税理士会を設立することができる。

5 前項の規定により新たに税理士会が設立されたときは、その設立の時に於いて、当該税理士会が設立された指定区域は第二項の規定による請求をした税理士会（以下この項において「前の税理士会」という。）が設立されていた区域から除かれるものとし、当該前の税理士会が設立されていた区域のうち当該指定区域以外の区域は第三項の規定により国税庁長官が定めたものとし、当該前の税理士会は前項の規定により設立されたものとする。

第四十九条の二第二項中「次に掲げる」を「次の」に改め、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 税理士業務に係る使用人その他の従業者に対する監督に関する規定

七 税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定

八 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定

第四十九条の三を次のように改める。

（税理士会の支部）
第四十九条の三 税理士会は、一の税務署の管轄区域ごとに支部を設けなければならない。ただし、国税局長の承認を受けたときは、隣接する二以上の税務署の管轄区域を地区として支部を設けることができる。

2 支部は、税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う。
第四十九条の六を次のように改める。
（入会及び退会等）

第四十九条の六 税理士は、第二十二条第一項の規定による登録を受けた時に、当然、税理士事務所のある地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

2 税理士は、税理士事務所を所屬税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したとき又は所屬税理士会が設立されている区域の変更（第四十九条第五項の規定による区域の変更を含む。）があり、税理士事務所のある地が所屬税理士会以外の税理士会が設立されている区域に含まれることとなつたときは、これらの移転又は区域の変更があつた時に、当然、従前の所屬税理士会を退会し、これらの移転又は区域の変更後の税理士事務所のある地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

3 税理士は、第二十六条第一項各号の一に該当することとなつたときは、その該当することとなつた時に、当然、所屬税理士会を退会する。4 税理士は、税理士事務所のある地を含む区域に設けられていた税理士会の支部に所属するものとする。

第四十九条の七及び第四十九条の八を削り、第四十九条の九を第四十九条の七とし、第四十九条の十を第四十九条の八とし、第四十九条の十一を第四十九条の九とする。

第四十九条の十二第一項中「国税若しくは地方税を「租税」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十九条の十とし、第四十九条の十三を第四十九条の十一とする。

第四十九条の十四第二項中「会員の」を「会員に対する」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第四十九条の十二とする。

第四十九条の十五第一項中「次に掲げる」を「次の」に改め、同項第一号中「第四十九条の二第二項各号（第二号を除く）」を「第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号まで、第九号及び第十号」に改め、同項第三号中「第四十九条の十七」を「第四十九条の十五」に改め、同項に次の三号を加え、同条を第四十九条の十三とする。

四 第四十一条第一項の帳簿及びその記載に関する規定
五 税理士会の会員の研修に関する規定
六 第四十九条の二第二項第八号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定

第四十九条の十六中「第四十九条の九から第四十九条の十一まで及び第四十九条の十二第一項」を「及び第四十九条の七から第四十九条の十まで」に改め、同条を第四十九条の十四とする。

第四十九条の十七第二項中「つき必要審査を行なう」を「つき審査を行なう」に改め、同条を第四十九条の十五とし、第四十九条の十八から第四十九条の二十までを二条ずつ繰り上げる。

第四十九条の二十一中「の外」を「のほか」に改め、同条を第四十九条の十九とする。

第五十条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「の税目」を削り、「課税標準若しくは税額に関する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類又は租税の減免若しくは徴収猶予に関する申請書」を「申告書等」に、「税務相談」を「課税標準等の計算に関する事項について相談」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十一条第二項中「第三十九条まで、第四十一条」を「第三十八条まで、第四十一条」に改め、「（税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨」とあるのは、「第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士である旨」とする。

第五十二条中「税理士会に入会している」を削り、「定」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第五十三条第一項中「又はこれに類似する」を「若しくは税理士事務所又はこれらに類似する」に改める。

第五十七条第一項中「第四十条第二項但書又は」及び「の一部」を削り、「税務署長をして」を「税務署長に」に改め、同条第二項中「の一部」を削り、「税務署長をして」を「税務署長に」に改める。

第五十八条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第五十九条中「五十万円」を「三十万円」に改める。

第六十条第一項中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十一条中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項」を「第四十五条又は第四十六条」に、「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同条を同条第三号とする。

附則第三十二項中「試験委員」を「税理士審査会」に改める。

附則第三十四項中「第十三条第四項、第六項及び第八項並びに第十四条第二項」を「及び第四十八条の五」に改める。

附則第四十三項を附則第五十一項とし、附則第三十七項から第四十二項までを八項ずつ繰り下げ、附則第三十六項の次に次の八項を加える。

37 公認会計士（第二十二条第一項の規定による税理士の登録を受けている者を除く。次項から第四十三項までにおいて同じ。）は、当分の間、第五十二条の規定にかかわらず、国税局長の許可を受けて、その行おうとする税理士業務の規模が小規模なものであるとして委嘱者の数その他の事項につき大蔵省令で定める規模の範囲内である場合に限り、税理士業務を行うことができる。

38 前項の許可を受けようとする公認会計士は、税理士業務を行おうとする事務所所在地の所轄国税局長（第四十一項から第四十三項までにおいて「所轄国税局長」という。）に対し、氏名及び住所、当該事務所所在地のほか、その行おうとする税理士業務に係る委嘱者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地（第四十二項において「委嘱者の氏名等」という。）その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

39 国税局長は、前項の申請書を提出した公認会計士が、第四条各号若しくは第二十四条各号（第七号を除く。）の二に掲げる者に該当すると認めるとき又は当該申請書に記載すべき事項につき、当該事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者であると認めるときは、第三十七項の許可をしてはならない。

40 第五十一條第二項の規定は、第三十七項の規定により税理士業務を行う公認会計士について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十六條まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）」とあるのは「第四十六條まで」と、「第五十一條第一項の規

定による通知をした弁護士である旨」とあるのは「附則第三十七項の許可を受けた公認会計士である旨」と読み替へるものとする。

41 所轄国税局長は、第三十七項の許可を受けた公認会計士が、同項に規定する大蔵省令で定める規模の範囲を超えて税理士業務を行つたとき又は第三十八項の申請書に記載すべき事項につき、当該事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして申請書を提出し、その申請に基づき当該許可を受けた者であることが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

42 第三十七項の許可を受けた公認会計士は、当該許可を受けた日の属する年の翌年以後の各年三月三十一日までに、その年の前年において行つた税理士業務に係る委嘱者の氏名等その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を所轄国税局長に提出しなければならない。

43 所轄国税局長は、第三十七項の許可を受けた公認会計士が、前項の書類を同項に定める期限までに提出しない場合又は当該書類に記載すべき事項につき、当該事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして当該書類を提出した場合に、第三十七項の規定により行つた許可を取り消すことができる。

44 第三十七項から前項までに定めるもののほか、第三十七項の許可及び当該許可に係る税理士業務に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 目次の改正規定（第四十九條の二十一）を改める部分を除く。、第四條第七號の改正規定、第五條の改正規定（同条第一項第二號の改正規定を除く。）、第六條の改正規定、第八條第一項の改正規定（同項に二號を加える改正規定を除く。）、同条第二項の改正規定（第七號を「第八號若しくは第九號」に改める部

分中「第八號」に係る部分に限る。）、第十條及び第十二條第一項の改正規定、第十三條の改正規定（（第八條第一項第十號の規定による指定を含む。）に係る部分を除く。）、第十四條から第十七條まで、第二十八條第一項及び第四十五條の改正規定、第四十六條の改正規定（「国税庁長官は、前条第一項又は第二項」を改める部分及び同条第二項を削る部分に限る。）、第四十七條及び第四十八條の改正規定、第五章の次に一章を加える改正規定（第四十八條の二の規定中「並びに第八條第一項第十號の規定による指定」に係る部分を除く。）、第四十九條の十二の改正規定（同条第二項を削る部分に限る。）、第六十一條第四號の改正規定（同条を同条第三號に改める部分を除く。）、附則第三十項、第三十二項及び第三十四項の改正規定並びに附則第三十項及び第三十一項の規定 昭和五十六年四月一日

二 第八條第一項に二號を加える改正規定、同条第二項の改正規定（第七號を「第八號若しくは第九號」に改める部分中「若しくは第九號」に係る部分に限る。）、第十三條の改正規定（（第八條第一項第十號の規定による指定を含む。）に係る部分に限る。）及び第五章の次に一章を加える改正規定（第四十八條の二の規定中「並びに第八條第一項第十號の規定による指定」に係る部分に限る。） 昭和五十七年四月一日

2 改正前の税理士法（以下「旧法」という。）第三條第一項第三號又は第四號の規定に該当する者で同項ただし書に規定する要件を満たすものについては、これらの者を改正後の税理士法（以下「新法」という。）第三條第一項第一號又は第二號に該当する者で同項ただし書に規定する要件を満たすものとみなして、新法の規定を適用する。

3 新法第四條第七號の規定は、昭和五十六年四月一日以後に新法第四十五條又は第四十六條の規定による処分を受けた者について適用し、同

日前に旧法第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による処分を受けた者については、なお従前の例による。

4 新法第四條第八號及び第九號の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にこれらの規定に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第四條第八號に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。

5 新法第四條第十號の規定は、施行日以後に税理士の登録を拒否された者又は税理士の登録を取り消された者について適用し、施行日前に税理士の登録を拒否された者又は税理士の登録を取り消された者については、なお従前の例による。

6 昭和五十六年四月一日前に計理士の業務の補助の事務に従事した期間を有する者に係る税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。

7 昭和五十六年四月一日前に計理士の業務に従事した期間を有する者及び富裕税の賦課に関する事務に従事した期間を有する者に係る税理士試験における一部の科目の試験の免除については、なお従前の例による。

8 新法第二十一條第一項の規定は、施行日以後にされる登録の申請について適用し、施行日前にされた登録の申請については、なお従前の例による。

9 新法第二十二條第一項の規定は、新法第二十一條第一項に規定する登録申請書を受理した場合については、なお従前の例による。

10 旧法第二十一條第一項の規定により同項の登録申請書を提出した者に係る事務所の名称の登録については、施行日（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十二條第一項の規定により税理士名簿に登録を受けた場合には、その登録を受けた日）に

において登録を受けた事項に変更を生じたものとみなして、新法第二十条の規定を適用する。

11 新法第二十四条第一号及び第四十三條の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第二十四条第一号又は第四十三條に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。

12 新法第二十六条第一項第三号の規定は、施行日以後に税理士の登録の取消しの処分を受けた場合について適用し、施行日前に税理士の登録の取消しの処分を受けた場合については、なお従前の例による。

13 新法第二十八条第一項後段の規定は、昭和五十六年四月一日以後に懲戒処分により税理士業務を停止された場合について適用し、同日前に懲戒処分により税理士業務を停止された場合については、なお従前の例による。

14 施行日前に旧法第三十条の規定により税務官公署に提出された書面は、新法第三十条の規定により提出された書面とみなして、新法第三十条の規定を適用する。

15 施行日前に旧法第三十三條の二第一項の規定により同項に規定する申告書に添付した書面は、新法第三十三條の二第一項の規定により同項に規定する申告書に添付した書面とみなして、新法第三十五條第一項及び第三項の規定を適用する。

16 施行日前に旧法第四十條第二項ただし書の規定による許可を受けた税理士の当該許可に係る税理士業務を行うための事務所については、新法第四十條第三項の規定は、適用しない。

17 国税庁長官は、前項に規定する税理士業務を行うための事務所について、これを設ける特段の必要がないと認めるときは、その閉鎖を求めることができる。

18 新法第四十一條第一項の規定は、施行日以後の同項に規定する帳簿の記載について適用する。ただし、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、旧法第四十一條第一項の定め

るところにより記載することができる。

19 新法第四十五條、第四十六條、第四十七條第四項から第六項まで及び第四十八條の規定は、昭和五十六年四月一日以後に新法第四十五條又は第四十六條の規定による懲戒処分をする場合について適用し、同日前に旧法第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による懲戒処分をする場合については、なお従前の例による。

20 新法第四十九條の六第一項の規定は、施行日以後に新法第二十二條第一項の規定又は附則第九項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十二條第一項の規定により登録を受けた者について適用する。

21 税理士で施行日の前日においてその者の税理士事務所を所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員であつたものは、施行日において新法第四十九條の六第一項の規定により同項の税理士会の会員となるものとする。

22 税理士で施行日においてその者の税理士事務所を所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員でないものは、施行日から起算して六月を経過する日までに当該税理士会に入会届を提出して当該税理士会の会員となることのできるものとし、当該六月を経過する日までに当該税理士会の会員とならなかつたとき（附則第十六項に規定する事務所を有する税理士が当該事務所を所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員とならなかつたときを除く。）は、その翌日において新法第二十六條第一項第一号に該当することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

23 税理士で施行日においてその者の税理士事務所を所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員でないものが施行日前に旧法第五十一條第一項又は第五十一條の二の規定による通知をした弁護士たる税理士又は公認会計士たる税理士である場合における前項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「三年」と読み替へるものとする。

24 前項に規定する公認会計士たる税理士（同項の規定により読み替へて適用される附則第二十二項の規定により税理士会の会員となつた者を除く。）が行おうとする税理士業務については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、旧法第五十一條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、新法第五十二條の規定中「税理士でない者は、この法律」とあるのは、「税理士会に入会している税理士でない者は、この法律及び税理士法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）」とする。

25 税理士でない者で施行日において税理士事務所又はこれに類似する名称を用いているものについては、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、新法第五十三條第一項の規定は、適用しない。

26 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

27 新法第六十一條第三号の規定は、昭和五十六年四月一日以後に受けた新法第四十五條又は第四十六條の規定による処分に係る同号に該当する行為について適用し、同日前に受けた旧法第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による処分に係る旧法第六十一條第四号に該当する行為（施行日前にしたものを除く。）については、なお従前の例による。

28 税理士法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項後段を削る。

附則第四項から第六項までを削り、附則第七項中「現に存する旧税理士会」を「現に存する改正前の税理士法（以下「旧法」という。）第四十九條第一項の規定により設立された税理士会（以下「旧税理士会」という。）」に改め、同項を附則第四項とし、附則第八項から第十八項までを三項ずつ繰り上げる。

29 前項の規定による改正前の税理士法の一部を改正する法律附則第三項後段の規定により設立された同法附則第四項に規定する新税理士会で施行日において現に存するものは、大蔵省令で定める区域を新法第四十九條第一項の管轄区域として同項の規定により設立されたものとみなして、新法並びに附則第二十一項及び第二十二項の規定を適用する。

30 弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五條第三号中「第四十六條第一項」を「第四十六條」に改める。

31 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表税理士試験委員の項を次のように改める。

税理士審査会

税理士試験を行い、及び大蔵大臣の諮問に依りて、税理士法の規定による税理士の懲戒処分に関し審議すること。

理由

税理士制度の実情等に照み、その改善を図り、税理士業務の適正化に資するため、税理士業務の対象とすることが出来る租税の範囲を拡大するとともに、税理士試験制度の整備合理化を行い、あわせて税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分に

税理士法の一部を改正する法律案に対する

修正案

税理士法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二十四項中「昭和五十四年法律第号」を「昭和五十五年法律第号」に改める。

昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十四年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、

当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和五十四年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約九億円である。